

市川市道路照明灯設置基準

第1章 総則

(目的)

第一条 本基準は、複雑化する本市の交通事情に対応し、夜間において、あるいはトンネル等の明るさの急変する場所において、道路状況・交通状況を的確に把握するための良好な環境を確保し、道路交通の安全・円滑を図るため、道路照明灯の設置についての基準を定める。

(適用範囲)

第二条 本基準は、市川市認定道路及び市有地（道）（以下、「公道」という）に道路管理者が道路照明灯を設置する場合に適用する。

(用語の定義)

第三条 本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1) 道路照明灯：夜間の道路交通の安全性向上等を目的に、道路管理者が設置する照明灯
- (2) 市川市認定道路：道路法（昭和27年法律第180号）に基づき認定した道路
- (3) 市有地（道）：市川市が所有しており、市道認定していない道路

第2章 道路照明灯

(目的)

第四条 道路照明灯は、夜間において、道路状況、交通状況を的確に把握するために良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑な移動を図ることを目的とする。

(設置対象道路)

第五条 道路照明灯の設置は公道のうち、原則として緊急輸送道路や1級幹線及び2級幹線など骨格的な役割を担っている道路を対象とするが、その他、バス路線及び公共施設へのアクセス道路となっている公道等も対象とする。

(設置基準)

第六条 道路照明灯は、道路照明施設設置基準（平成 19 年 9 月、国土交通省）及び、LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年 3 月、国土交通省）に準じて設置する。

(設置の形態)

第七条 設置は、単独柱を新設するかもしくは他施設等に共架するものとする。単独柱を新設する場合は、公道の敷地内に設置するものとし、他施設に共架する場合には、当該施設所有者の許可を得て設置するものとする。

(維持管理)

第八条 道路照明灯は、前条の設置基準に準じて、良好な視環境を確保するため点検、清掃、補修、記録により、その機能の低下や損傷を把握して、所要の機能を十分発揮できるよう適切に維持管理を行う。

(銘板の設置)

第九条 道路照明灯を設置した場合は、管理者が市川市である旨を示す銘板等を設置する。

(移設及び撤去)

第十条 既設の道路照明灯の設置位置が隣接地の改修等により通行に支障をきたした場合は移設を基本とし、原則、撤去は行わない。この場合、費用及び施工とそれに伴う各種手続きは原因者の負担とし、移設位置については、道路管理者と協議のうえ決定する。

附 則

この基準は、令和 4 年 10 月 17 日より施行する。